

**交通バリアフリー法基本方針における目標設定**  
**平成22年(2010年)までの達成目標**

旅客施設

1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の全ての鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについて、原則として、

- ・ 段差の解消
  - ・ 視覚障害者誘導用ブロックの整備
  - ・ 身体障害者用トイレの設置
- 等のバリアフリー化を実施する。

車両等

車両等の種類	車両等の総数	バリアフリー化される車両等の数
鉄軌道車両	約51,000	約15,000 (約30%)
乗合バス車両	約60,000	原則として、10～15年で低床化された車両に代替 (うちノンステップバス) 約12,000～15,000 (20～25%)
旅客船	約1,100	約550 (約50%)
航空機	約420	約180 (約40%)

社会資本整備重点計画(平成15年10月10日閣議決定)

における達成目標(平成19年度まで)

- ・ 段差の解消・・・7割強
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの整備・・・8割強